

日唱の身延除歴事件について

林 是 晋

妙乘院日唱は字を守慎と号し、生年月日は不明であるが、十八世紀初頭に下総飯高檀林の近くに生まれ、幼少より飯高檀林にて学び、明和元（一七六四）年には檀林の百二十六代の文句能化を務めている。それから十年後の安永三年五月十二日に日暮里善性寺十八世より、身延山久遠寺四十六世に晋んだのである。

ところが二年後の安永五年、七面山の堂宇悉く焼失し、参籠の人々が多敷焼死するという悲しむべき災厄に端を發した騒動により、西谷檀林方と争い、その結果、身延の歴世を除かれて、今に除歴唱師と称されている。

ちなみに寛永年間の身池対論により、池上本門寺十六世の歴世を除かれた長遠院日樹は、昭和に入り、池上七十四世謙光院日慎代に復歴している。⁽¹⁾しかし身池対論の場合は、当時者双方の記録が残り、事の真相を客観的に把握することにめぐまれているに反し、日唱の身延除歴事件の場合には、日唱方の記録はまったく残されていないのである。

史料は西谷檀林方のものに限られ、事の性質上、当然自分達をもって正しいとする叙述の仕方であるから、その内容は一方向にばかりに偏し、それに依る限り結局、事の真相は正しくは捕えられぬと言わなければならない。

しかし、身延における最高権威が否定されるという衝撃的な出来事は、身延山史の上で黙止しえず、真相を少しで

も明らかだと思ふ。

いままです除歴唱師に言及されたものとしては、『大崎学報』第二十六号に岡教選先生による『身延貫主日唱聖人の不受不施事件』と表題された研究がある。そこにはその結語として、「若し予をして之を自由に論ぜしめば聖人は世智弁に疎く清廉純信の師にして雑亂勸請を忌みし者なり。法廷に於て聖人自ら公言せるが如く身延山主として御朱印の寺領を食む豈に不受不施の理在らんやと。実に然り聖人は当時所謂御禁制の不受不施主義者には非ず、当時延山の中古天台の雑亂祭祀に傾き資財の多きを以て祖山の為と思考し一宗門の祖山たる事に於て忘却せられ居るを警覺せしに外ならず。何んぞ豈に他意有らんや。偶々七面社炎上の災厄に遇ふて一山の輿望を失し、感情の衝突より終に不受不施邪流の汚名を負ひ、拘くも身は祖山の貫主一宗の棟梁にして終に獄裡の露と化す。」と述べられているが、筆者も同様の印象をもつものである。

「安永六年三月十九日身延西谷檀林某於武江旅舎為鎮守尊神威光增益愼而誌之者也」と奥書された『倍增威神録』(2) — 吉田素恩先生はこの著者を時の西谷檀林上座二老の義忍とし、彼はまた日唱の附弟ともされるのであるが、これらについては定かではない。— は事件の発生を次のように述べている。

「安永五年十月十一日夜亥の刻、身延七面山一時に焼亡し通夜の輩焼死せる者多し。(中略)隣国の諸人驚駭して山に登るに往来せる者蟻の如し。同行の貴賤親子死骸を見て悲歎の声雷の如し。然も三門において延張りの狂言鼓笛之音は未だ止まず。兒童の舞楽・法要・説法恒の如く執行す。剩へ焼亡の回向なく、喜で会式の障礙なしと言ふ。公儀の制誠を恐れず、世上の機嫌を憚らず、山主の心地人皆疑へり。十四日に至って化主首座を招て曰く、山主余に對して宣わく、七面の焼亡は日唱が不徳にあらざ、全く邪神なるが故なりと。余聽て驚心す、汝等如何。吾等甚だ驚く。

是において衆議一統して其の義を聴聞せんことを欲し、しばしば院内に登りて、奏を役僧に求む。然りと雖も事を他に廻らせて一どもこれを告げず、後には偽って山主無言の病床に臥せりと云う。是の如くする時の間十月十六日より十一月二日に至る。然るに翌日三日役者、学徒を招いて云く、今朝公処に訴うと云う。噫是れ何と云うことか、一ども対面せず、衆義判に及ばず、推て公処に訴う、未だその例を聞かず。責るにその理をもつてするも啞の如くにしてこたへざればいかんともすることなし、謹んで公裁を待つのみ。(以下略)」

即ち七面山焼失の災厄に対する日唱のつた態度主張が西谷檀林方の怒りをかい、それが騒動の発端となつていったことが窺われるのである。

安永六年四月二十七日に奉行所より身延山真主への召状が発せられ、翌二十八日には今度は西谷檀林の上座五人が連署して、日唱は不受不施の疑いある旨を寺社奉行所へ訴え出た。その内容は、先の『大崎学報』第二十六号に詳しいが、その要旨は以下のようなものである。

- 一 日唱は七面明神を邪神と称する。
- 一 七面宮焼失し、参詣者数十人が焼死したが、日唱は悲しむ様子もなくいつものように行事も勤め、かえつて焼失を悦ぶかに見える。
- 一 我等に対面せず、自ら御公儀に訴えることは無法・無慈悲の致し方である。
- 一 日唱は入山已来三年の間、一向修復もしない。
- 一 七面は日遠が詔うて養珠院を祭るといふ。
- 一 七面明神を曼荼羅に勧請せず、たとえ勧請しても最極下座に細字にのせるだけである。

一 曼荼羅の書様が異なる。

(一)身延歴代はいずれも「日向日進等歴代聖人」と記するのに、日唱は「歴代如法弘経先徳」と記して相違する。これは歴代の中に如法(≡不受不施)と不如法(≡受不施)を簡ぶ考えと見える。

(二)一幅の本尊に「南無日向日進日叡日朝聖人」と認める。これは亀鏡録に特に日叡・日朝を高く評価するに依て、書き入れたものに違いない。

以上の訴状を奉行所へ提出した。

これより先に奉行所より発せられていた召状は、中一日を費やして二十九日に身延へ届き、翌日日唱並に隨身達は出発して、五月四日に江戸に到着した。直ちに店頭命令があり、翌五日から六日にわたって、日唱方と化主日遊をはじめとする西谷檀林方とが奉行所において対決した。西谷檀林上座五老博瑞の手になる『邪正対決録』によれば、これも『大崎学報』第二十六号に詳しいのであるが、日唱弁明するに、

一 日唱は飯高修学者にして不受悲田の徒に非ず。
一 七面社焼失は日唱これを悲しむ。

一 日唱入山已来金百兩を費やして堂社を修復し、これからも修復を加えんとしている。

一 曼荼羅に日叡・日朝を載せたのは不受不施なるが故に非ず、高德なる故である。

などと弁じたが、時に曼荼羅書式の異例については弁解に苦しみ、遂に口を閉ざしてしまったとある。が、『邪正対決録』はまったく西谷檀林側にたつての記述であり、正確なところは知り得ない。もともとはまず最初に日唱の方から訴えたはずなのに、『邪正対決録』によれば、はじめから一方的に日唱ばかりが吟味されているのである。しかし

結果からみれば、このような経過の中で、日唱は禁制の不受不施派として、公に見なされていたことは明らかである。そこには当時の幕府行政のあり方も深くかわっていたことであろう。あるいは本末制度の強化からその抑制へと、幕府の姿勢が動いていったことのひとつの顕れでもあろうか。とにかくまだ審査中のその月の二十九日、心勞・落胆の上からか日唱は牢死してしまったのである。

明けて翌安永七年正月二十七日、身延山関係者連名のもとに、寺社奉行所へ次のような請証文が提出された。

差上申一札之事

身延山西谷檀林所化之者共去申十月中大勢申合本院^ニ押寄貫首久遠寺日唱^ニ難題申掛結衆一同及不法候趣久遠寺代遠光院^并弟子惣代本高院御訴申上右御吟味中日唱法義疑敷由檀林上座之者共申立候付日唱御呼出之上是亦被遂御糺明候上銘々左之通被 仰付候

一 脇座満山之内五拾六人之者共儀諸堂之普請等閑いたし置貫首其取計如何之旨山之坊東之坊発言いたし普請之願書指出貫首尤聞請有之候所支淨院^ニ而寄合觀了院亨盛院誠壽院等発言^ニ而再願書指出し老僧結衆^并任候旨貫首申聞既四拾九人者請印いたし候所不致得心強^而相願候段山之坊東之坊支淨院觀了院輪行院亨盛院誠壽院最初発言いたし候所之儀不埒至極付七人共逼塞被 仰付其外者致同意候段一同不埒付急度御叱被置候

一 順妙院日運定林坊日稽窪之坊日逞儀貫首日唱法意不受悲田^{相当}候処其心付無之且脇座満山^並再往差出候普請願書取次貫主之叱敵敷候^申自分者禁足いたし候段我儘成いたし方貫主^并対し不敬之至其上老僧^并利害心入等申聞候節不都束成存寄之ヶ条を以難題^ケ間敷義申之等不届付三人共役義御取放し逼塞被 仰付候

一 檀林能化日遵義縦七面を邪神之由貫主申聞候共隠便承^糺候敷又者法義拘^不相濟筋^心心得候^ハ御訴申上御吟味可

受処一同意趣を尋貫主之挨拶可承旨上座五人五発言いたし大勢之所化を連日々登山貫主之居間近く詰寄騒立候始末徒党之頭取相当不届候付遠島被 仰付候

一 泰学義忍潮瑞良向博瑞義縦七面を邪神之由貫主申聞候共隨便承_レ糺候歟又此義拘_レ不济義_レ心得候_レ、御訴申上御吟味可受処能化日遊差統中座已下申通大勢日々登山貫主之居間近く詰寄騒立候段不届付五人共中追放被 仰付候但御構場所徘徊仕間敷旨被 仰渡候

一中座已下之者共義同様不届付銘々押込被 仰付候

一 老僧結衆式十七人之者共義檀林能化上中座已下貫主五対し不審之義相尋候由_而大勢騒立候_レ、取鎮貫首平日之行跡如何存候_レ、触頭立も申談取計方も可有之処住持之居間五参り答を承り候段神妙無_レいたし方不届至極_ニ付式十七人共逼塞被 仰付候

一 久遠寺日唱義貫主致鼻階候上者宗門之正道を持一宗之僧俗を可致教化処諸堂之修復を等閑いたし置入山已来疑を請不受悲田_与人被指諸人疎_レ婦依之輩無之故邪義弘候者無之候得共致授与候曼茶羅之内七面明神を細く末座認殊_ニ先年不受不施宗門を弘御仕置成候日奥万代亀鏡録記し致尊敬候身延山代々之内日叡日朝斗二世三世統世代を飛越令勸請其上奇怪成義を認候も有之貫主代々之曼茶羅突合似寄候も無之剩七面参拜之節自筆之神号を掛_レ拜し候も宗義制法論之意叶ひ不受悲田相当_異流無_レ紛不届付存命候_レ、遠島可被 仰付処致病死候付其旨可存段被 仰付候

一 遠光院日寿義身分疑敷義相聞不申貫主日唱法意不受悲田相当候処其心附無之致随心役僧相勤罷有候段不埒付役僧御取放被 仰付候

一 寿光院日理義同様不埒^付院代弟子共取放被 仰付候

一本高院日勝並ニ弟子附弟共義身分疑敷義相聞不^レ申候得共銘々弟子附弟取放被 仰付候

一 自分^ノ致禁足候高明院義者一件御吟味不相成已前病死仕候^{ニ付}其旨可存段被 仰渡候

一 臆座満山之内四十七人之者共者無御構旨被 仰渡候

一 右之外御吟味^付罷出候者共一同御構無御座且日唱^ノ授与之曼茶羅御吟味中差上候分御取上相成候旨 被仰渡候

間其旨相心得都而一件被 仰渡候趣不罷出もの共立者其旨可申通段被 仰渡候

右之通今日御内寄合於御列席被 仰渡一同承知奉長候^ヘ若相背候重科可被 仰付候仍^而御請証文差上申処如件

安永七戌年正月廿七日

(以下略)⁽⁴⁾

これによれば、日唱が諸堂の普請に積極的でないということについても、以前から山内において、批判の声があがっていたようである。

このように日唱は不受不施邪流として死後重刑に処せられ、『身延山歴代略譜』⁽⁵⁾に『日唱認ノ本尊授与之分籠坊不^テ残取上火失致也、日遵日豊兩尊師書改夫々遺本尊』とあるように、貫主権を否定されたのである。西谷檀林化主日遵は一山騒動・徒党の罪により三宅島へ遠島、その他の関係者もそれぞれに処罰されて事件は落着した。

以上が事の顛末であるが、当時江戸幕府は幕藩体制維持の為に、諸宗法度を制定して新義異義を禁じ、檀家制度を整えていた。これは仏教をして外に向う力を失わしめ、ために各宗は発展を抑えられて形式化し、外に競争者がいないために目が宗内に向けられて、その結果内訌が起りやすくなっていた。⁽⁶⁾身延においてもしばしば後任問題等で紛糾し

ている。即ち三十世日通寂後に遺状派と反対派が争い。三十五世日竟寂後に松和田谷出身の滝谷妙成寺日皎と中台谷出身の仙台孝勝寺日潮が争い。三十七世の座を廻っては城下谷の池上の抗議があり。四十二世については松和田谷・中台谷と城下谷とが争っている。このような飯高檀林の各谷における身延貫主職の争奪の過程を通して、四十二世以後は、松和田谷と中台谷の両谷から順次、学徳法藹次第に晋む例となり、これは明治期まで及んでいくのである。⁽⁷⁾

日唱除歴事件の場合もやはりこの系譜に連なるものと推察される。が、確かな証拠があるわけではない。日唱の後を襲った松和田谷出身の日邊が、日唱を歴世に数えて、自身を身延四十七世として本尊を認めているのに反して、その次の日唱と同じ中台谷出身である日豊が、日唱を除いて、自分もまた四十七世と本尊に自署していること。即ち日唱を除歴したのは日豊であること。⁽⁸⁾日豊はまた盛んに七面山を復興して、⁽⁹⁾伝えられる日唱のといった態度とはあまりに対照的であること。事件の際、日唱の隨身役僧を勤めていた遠光院日寿は、安永八年六月に日豊が入山するとすぐに、「安永八^己十一月円師堂修復付杉木三本伐取追放申付勉不請依之当番役智門院出府阿部備中守五伺御吟味安永九^庚子七月六日申渡⁽¹⁰⁾」と、わずか杉木三本、それも円師堂修復のために伐取したであるにもかかわらず、あるいは本人が納得していないのに追放され、竹之坊を除歴されていること。やはり日豊代の天明四年の、西谷檀林の記録には「修理集銭事件仕合故日唱一件料容捨⁽¹¹⁾」とあって、日唱一件料、即ち訴訟費用が容捨されている。これは恐らく誰かが肩代りしたと思われ、それが可能で、また許されるのは時の身延山貫主日豊と考えるのが、もっとも自然と思われること。等々から、数代前に谷の間における争いは一応の決着がつき秩序が確立していることから、それは中台谷の中における争いではなかったのかと考えられるのである。

また西谷檀林方は何故に、日唱の七面山に対してとった態度・主張に怒りを発したのであるうか。

西谷檀林においては、寛文年間から元禄年間にかけて鎮守社が建立せられている。鎮守社とは三光と妙見と七面の三社である。更に天明四年には七面天女像が納められている。⁽¹²⁾かように七面明神は、西谷檀林における修行僧の信仰を集めていたのである。

また西谷檀林化主は、初代の日遠より十四世の日孝まではいずれも飯高または中村檀林出身者であるが、貞享四(一六八七)年に十五世となった日城以降、廃檀までの約二百年間の二百余人の化主は、ほとんど西谷檀林出身者で占められていくのである。しかるに本院の久遠寺は飯高檀林の出世寺であった。

また宝暦年間には、四十世日輪が西谷檀林所化に紅衣を着用することを禁じたことから、今日のいわゆる同盟休校事件も起っている。⁽¹⁴⁾このような本院と西谷檀林との関係も、事件の背後に潜在していたものと考えられる。

三宅島へ流された日遊は、

三宅島日遊師天明七丁未八月廿一日遷化書状来則満山集会塔婆立此年迄弟子義頭為師孝谷中瑞輪寺地中正行院之留守居勤去成年未迄十年間惣先聖見届扶持方金三兩送之然遷化砌内房日沾師御朱印書替付御在府檀林書状来其趣多年送金有之所此度終事故送金可有之御氣付義頭別難決之由申来依之金六兩相送其後弟子義頭島奉行師骨申請来則山高而葬送勤檀林使僧遣義頭檀林中上座在之謝礼来⁽¹⁵⁾

と記されているように、天明七年八月二十一日、檀林と弟子とに見守られながらの十年間の流罪生活の後に、その生涯を終え、現在の山梨県北巨摩郡武川村山高の実相寺へ手厚く葬られた。そして

文政十癸亥六月月上旬本院江戸表元能化日遊法血御尋依之三老慈弁四老智慶登院当日了玄院其法樞中頭有博瑞申下山常福寺住僧法舎弟完序申而由比本光寺住時貫主舜師門弟有故此人出江申付六月十一日延出立由比五行廿二日江

戸着御月番善立寺尤添物本院并檀林、出同閏六月廿一日、敎面七月廿日、着八月廿一日、廿二日、老部菟満山、出会寮頭迄七条咒證役所一飯供養満山是公儀、出出江路用拾七両、内七両者法縁中御箱納山、高実相寺江公儀、使僧中席泰瑞、遣遊師御廟所普請是公儀、(以下略) (16)

とあるように、四十年後の文政十(一八二七)年閏六月二十一日に死後赦免せられたのである。翌十一年四月二十六日には時の上座の人々も、西谷檀林化主の歴代にそれぞれ加歴せられた。しかるに日唱は、不受不施邪流として、身延及び飯高等を除歴されたままで、今に至るのである。

〔註〕

- (1) 石川存静『池上本門寺史管見』七三頁
- (2) 端場坊藏
- (3) 日奥『万代亀鏡録』
- (4) 『除歴唱師最後録』身延文庫藏
- (5) 身延文庫藏
- (6) 辻善之助『日本仏教史』第九卷一四〇頁
- (7) 『身延山史』参照
- (8) 『身延山史』二二二頁は「唱師は延山歴世を除かれ、松和田谷の先聖日遣上人を迎えて更に四十六世の貫主とし」と述べているが、これは誤りである。日遣は四十七世として自署している。本尊の歴世に拠る限り、日唱を除歴したのは日豊である。
- (9) 『身延山歴代略譜』によるに、入山して早々の安永八年八月廿八日から影現七面社拜殿の拵替を始め、翌九年八月には七面山本宮の再建立をなしとげ、天明四年から五年にかけては、七面山の幣殿と拜殿とを再建成就している。
- (10) 鈴木日寿『身延山坊跡録』身延文庫藏
- (11) 『談林評録』端場坊藏
- (12) 同右
- (13) 林是幹『身延山における檀林教育について』(『日本仏教学会年報』第三十六号)
- (14) 『身延山史』二〇三頁
- (15) 『談林評録』
- (16) 同右